平成２７年（フ）第２８６号
福岡県福津市日蒔野５丁目16番地の１
シャーメゾン日蒔野Ａ203
破産者　阿部　憲三
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８８号
福岡市博多区空港前１丁目８－６　クレクラスト空港前Ａ棟102、住民票上の住所福岡県飯塚市川津640番地１　ドゥ・クォーレⅠ棟201号
破産者　蒲池　謙一
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５号
福岡県大川市大字幡保290番地４
破産者　堀田　悦子
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
福岡県みやま市瀬高町下庄1308番地
破産者　大坪　静雄
1　決定年月日　平成27年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
群馬県邑楽郡大泉町城之内３丁目７番４号
シルクコートＡ棟
破産者　戸熊　邦夫
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０７１号
福岡市早良区百道２丁目17番12号
破産者　廣田　琢磨
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１２４号
福岡県太宰府市通古賀４丁目５番28号　ラ・セゾン眞澄102号
破産者　佐伯　顕作
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７５号
福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―710号
破産者　松田　美香
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８０号
札幌市東区北27条東20丁目５番25号　啓生会病院
破産者　加藤　大介
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４４号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目１番１－401号
破産者　工藤　紀幸
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１８号
札幌市南区藤野２条５丁目１番14号
破産者　長濱　好夫
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４２号
茨城県つくば市天宝喜738番地
破産者　尾和佐智子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
茨城県つくば市天宝喜738番地
破産者　尾和　潤一
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３３号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目３番18―303号グレース荒川沖、前住所茨城県土浦市荒川沖東２丁目10番32号　コーポ向山203号室
破産者　久保田繁男
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８号
茨城県つくば市松代３丁目24番地１　１棟401号、前住所茨城県つくば市東新井26番地４プルミエールつくば105
破産者　秋葉　光雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３４０号
埼玉県春日部市八丁目160番地６　サンライフ春日部Ｂ棟202
破産者　前田　洋祐
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
埼玉県越谷市大字大房729―３－Ａ510、住民票上の住所埼玉県越谷市大字南荻島1946番地６
破産者　藤森　英雄
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
埼玉県越谷市大字大房729―３－Ａ510、住民票上の住所埼玉県越谷市大字南荻島1946番地６
破産者　藤森　郁子
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係